

**規制改革ホットライン処理方針
(令和7年9月20日から令和7年10月21日までの回答)**

健康・医療・介護 WG関連関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
地域の実情に応じた介護サービス提供体制の見直しについて	その他	△	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要さないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

健康・医療・介護 WG関連

番号:1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年9月25日	回答取りまとめ日	令和7年10月21日
-----	-------------	-----------	----------	------------

提案事項	地域の実情に応じた介護サービス提供体制の見直しについて
具体的な内容	サービス需要の変化に応じた提供体制の構築について、サービス需要変化の地域差に応じて3分類し、中山間・人口減少地域のサービス維持確保のための柔軟な対応から規制緩和していく方針とあるが、『配置基準の弾力化』についても、大都市等、3分類した地域も同時に規制緩和を実行することを提案します
提案理由	介護ニーズに主点を置いた場合、人口減少地域における配置基準の緩和は合理的で異論は出ないものと推測される。一方で、介護サービスの需要が増す大都市部においては、介護ニーズのみならず住宅確保要配慮者の問題（居住支援）など複雑・複合化した課題も増していくことから、段階を経て実施とせず、地域の拠点となりうる施設サービスのスタッフの専従要件の緩和を同時に実行することで重層的支援体制の構築の推進に寄与できる。例えば特養における相談員、ケアマネジャー、管理栄養士などの配置基準は100床に対して1名が常勤専従配置であるが、要件を緩和することで50床の特養で生活相談員、ケアマネは0.5の配置でクリアされ、残りの時間を地域の実情に応じた課題に対する支援を行う時間に充てることができる。また、家庭の事情で常勤で働けない上記職種の子育て世代においても、育休時短制度ではなく、専従要件が緩和された場合、現行の制度下よりも柔軟な働き方が可能となる。特にケアマネ資格を持っていても従事していないスタッフが多く、看護師や社会福祉士など潜在的な有資格者の掘り起こしの可能性もある。規制緩和によりケアの質の低下が懸念されますが、逆に短時間の有資格者を活用することで（特養1ユニット毎に短時間勤務のケアマネを1名ずつ配置する等）ケアの質にフォーカスした配置も工夫次第で可能。夜勤体制についても厚労省QAでは「小規模多機能型居宅介護事業所に併設する認知症対応型共同生活介護が1ユニットである場合、夜勤を行う職員の兼務を行って差し支えない」とあるが、他の地域密着型サービスも同様に認めることでケアスタッフの配置の効率化が図られる
提案主体	社会福祉法人ライフの学校

所管省庁	厚生労働省
制度の現状	○介護保険制度においては、介護サービスの質を確保する観点から、厚生労働省令で人員・設備・運営基準（以下「配置基準等」という。）を定めており、介護事業所が介護サービスを提供するに当たっては、配置基準等に従って自治体が定める基準を満たさなければならないこととしています。 ○一方、在宅サービスや介護予防サービスについては、配置基準等の一部を満たしていない場合であっても、都道府県が必要と認める場合には、基準該当サービスとしてサービスを提供することを可能としているほか、これらのサービスの確保が著しく困難な離島や中山間等の地域において、市町村が必要と認める場合には、離島等相当サービスとして柔軟なサービスの提供を可能としています。
該当法令等	介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号及び3号、第54条第1項第2号及び3号、第74条第1項～第3項等 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）等
対応の分類	その他
対応の概要	○2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードやサービス需要の変化に地域差がある中、地域の実情を踏まえつつ、福祉分野のサービス提供体制や人材確保のあり方等について検討するため、令和7年1月から「2040年に向けてのサービス提供体制等のあり方」検討会において検討を進め、同年7月にとりまとめを行いました。 ○このとりまとめには、「2040年に向けて、「時間軸」「地域軸」の両視点から、地域における人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」と主に3つの地域に分類して、テクノロジー等も活用し、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築していくことが重要である。」、「中山間・人口減少地域においては、生産年齢人口の減少が全国に比して進んでおり、介護人材や専門職の確保が困難な中、常勤・専従要件や夜勤など、様々な配置基準について弾力化していくことが考えられる。」といった内容が盛り込まれています。 ○2040年に向けて、地域の実情に応じて、介護サービスの提供体制を維持していくことができるよう、現在、検討会のとりまとめの内容も踏まえ、社会保障審議会介護保険部会等において議論を進めているところであり、その結果等に基づき、必要な対応を行っていきます。

区分(案)	△
-------	---